

「社会福祉法人丹後視力障害者福祉センター」後援会規約

(目 的)

第 1 条 この会は、社会福祉法人丹後視力障害者福祉センター（以下「センター」という。）の事業活動に対して、物心両面より援助し、視力障害者の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 2 条 この会は、前条の目的をもって、次の事業を行う。

- (1) センターへの資金援助
- (2) センター並びに視力障害者の現状と課題について、広く府民に理解と協力を得る活動
- (3) ニュース、機関紙の発行
- (4) 各種団体との連絡協調
- (5) その他視力障害者の福祉向上に関する事業

(名 称)

第 3 条 この会は、「社会福祉法人丹後視力障害者福祉センター」後援会という。

(事務所)

第 4 条 この会の事務所は、センター内に置く。

(組 織)

第 5 条 この会は、視力障害者の福祉に理解を持ち、この会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(会 員)

第 6 条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員
- (2) 特別会員（年額 3, 000円以上をセンターへ寄付する者）
- (3) 支援団体（京丹後市、宮津市、与謝野町、伊根町）

(会 費)

第 7 条 会費は、つぎのとおりとする。

正会員 年額 2, 000円

(役 員)

第 8 条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監 事 2名

(役員の選出)

第 9 条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、理事の互選による。
- (2) 理事並びに監事は、会員並びに支援団体の中から推薦等により選出する。
- (3) 事務局長は、センターの施設長を充てる。

(役員の仕事)

第 10 条 役員は、次の職務を執行する。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- (4) 事務局長は、会長の命をうけ、事務局業務を総括する。

(5) 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、すべて2年とする。ただし、欠員が生じた際、補欠により選ばれた役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、すべて再任を妨げない。

3 役員が職を辞した場合でも、後任ができるまで、なおその職務にあたるものとする。

(理事会)

第12条 理事会は、会長が招集し、理事総数の過半数の出席で成立する。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決定する。

3 理事会は、議長を置き、議長はその都度互選する。

(事務局)

第13条 事務局に、次の職員を置く。

(1) 事務局次長 1名 (センター事務長)

(2) 事務局員 若干名

2 事務局は、次の職務を行う。

(1) 会計並びに庶務に関すること。

(2) 会員名簿の作成

(3) 情報、宣伝活動 (ニュース、機関紙の発行)

(4) その他この会の活動に関する事務

(会計)

第14条 この会の会計は、会費、寄付金、負担金収入をもってまかなう。

2 この会に、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わる。

(付則)

1 この規約は、昭和50年4月1日から効力を発する。

2 この規約は、昭和56年7月9日から施行する。

3 この規約は、平成4年7月6日から施行する。

4 この規約は、平成29年6月28日から施行する。

5 この規約の一部を、令和2年4月1日から施行する。

6 この規約は令和2年7月16日から施行する。